

## (仮称) 道路標識条例案について

### 1 趣旨

道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識の寸法等について、標記の条例を定めるものです。

### 2 策定にあたっての考え方

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）（以下「標識令」という。）を参照して、以下のとおり条例案を策定します。

- (1) 原則として、標識令の規定を適用します。
- (2) 三島市で設置する必要のない道路標識（高速道路等に設置する道路標識等）の寸法等については規定しません。
- (3) 静岡県が平成19年度から平成20年度にかけて策定した、「しずおか公共サイン整備ガイドライン」及び「地域別公共サイン整備行動計画」に基づき、道路利用者の国際化への対応及び視認性の向上を目的として、漢字やひらがな等に併記されるローマ字の大きさを拡大します。

### 3 条例案における独自基準の概要

標識令	独自基準
(ローマ字の文字の大きさ) 高速道路等以外の道路に設置する案内標識（一部標識を除く。）の文字の大きさは、道路の設計速度に応じて定められ、ローマ字にあっては、その <u>二分の一</u> の値を基準とする。	高速道路等以外の道路に設置する案内標識（一部標識を除く。）の文字の大きさは、道路の設計速度に応じて定められ、ローマ字にあっては、その <u>100分の6.5</u> の値を基準とする。